

第1層生活支援コーディネーター業務委託仕様書(公募用)

1. 業務名称

第1層生活支援コーディネーター業務

2. 目的

多様な主体による多様な生活支援・介護予防サービスの提供体制を構築し、地域の支え合いの体制づくりを推進するため、生活支援・介護予防サービスの資源開発やネットワーク構築等のためのコーディネート機能を果たす生活支援コーディネーター（以下、「コーディネーター」という。）を配置し、次の(1)～(3)に掲げる内容を目的として実施する。

(1)資源開発

地域に不足する生活支援・介護予防サービスの創出（既存の活動を 地域とつなげることを含む。）、生活支援・介護予防サービスの担い手（ボランティア等を含む。）の養成、元気な高齢者をはじめとする多世代の地域住民 が担い手として活動する場の確保等

(2)ネットワーク構築

多様な主体を含む関係者間の情報共有、生活支援・介護予防サービス提供主体間の連携の体制づくり等

(3)ニーズと取組のマッチング

地域の支援ニーズと生活支援・介護予防サービス 提供主体の活動のマッチング等

※：多様な主体の例(地域支援事業実施要綱より)

元気な高齢者をはじめとする多世代の地域住民が担い手として参加する住民主体の活動団体、地域運営組織、NPO法人、社会福祉法人、社会福祉協議会、地縁組織、協同組合、民間企業、シルバー人材センター、介護サービス施設・事業所、老人クラブ、家政婦（夫）紹介所、商工会、民生委員 等

2. 委託契約期間

契約締結日から令和12年3月31日まで。（ただし、本業務開始は令和9年4月1日からとし、契約締結日から令和9年3月31日までの間は、本業務開始に係る準備期間とする。準備期間に係る経費は受注者の負担とする。）

3. 本業務の位置づけ

介護保険法（平成9年法律第123号。）法第115条の45第2項第5号に規定される地域支援事業 包括的支援事業(社会保障充実分) 生活支援体制整備事業。

4. 実施体制

(1)業務を担当するコーディネーターを1名配置するものとする。

(2)業務日数は委託期間内の各月15日以上とし、業務時間は午前9時から午後5時までと

する。ただし、大東市と受注者の協議により、別に定めることができるものとする。

5. 業務内容

次の(1)から(11)までに掲げるコーディネート業務を実施。

- (1) 高齢者の支援ニーズ・関心事や地域住民を含む多様な主体の活動の状況の情報収集及び可視化。
- (2) 上記(1)を踏まえた、地域住民や多様な主体による生活支援・介護予防サービスの企画・立案、実施方法の検討に係る支援（活動の担い手又は支援者たり得る多様な主体との調整を含む。）。
- (3) 地域住民・多様な主体・市町村の役割（地域住民が主体的に行う内容を含む。）の整理、実施目的の共有のための支援。
- (4) 生活支援・介護予防サービスの担い手（ボランティア等を含む。）の養成、組織化、具体的な活動とのマッチング。
- (5) 支援ニーズと生活支援・介護予防サービスとのマッチング
生活支援・介護予防サービスの立ち上げ・継続のためのコーディネート業務を想定しており、個々の高齢者と生活支援・介護予防サービスの実施主体が提供するサービスとのマッチングについては対象外。

(6) 協議体の運営

上記(1)から(5)の業務を支援し、多様な主体間の情報共有及び連携・協働による体制整備を推進することを目的に、多様な主体で構成された協議体の運営を行い、協議体を年2回開催する。また、開催以外の期間であっても協議体に参加する多様な主体の連携を支援するとともに、情報共有を適宜実施。

(7) 地域包括支援センターとの連携

地域包括ケアシステムの中核機関である地域包括支援センターと密に連携を図り、地域の実状に応じた生活支援体制を効果的に整備・推進していくために各種取組みにおいて適切に協同すること。

(8) 会議等への参加

コーディネーター業務の目的を達成するために有効と判断される市内外の会議等（地域ケア会議、コーディネーター連絡会等）に積極的に参加することによって、ネットワークを構築し、継続的に業務に活用すること。

(9) デジタルディバイド解消に関する取組み

高齢者が情報通信技術の恩恵を受け、地域の活動や生活支援・介護予防サービス等の幅広い情報を取得し、活用することによって様々な効果（交流の活性化、生活上の利便性向上）を生み出すことを目的とした取組みを実施すること。

① スマートフォン講座を定期開催

開催については、専門講師を招聘し、各月に一日2部制で開催。一部あたり2時間を確保し、受講者ごとの困りごとに対応できる時間を組み込むこと。また、発注者が導入する市公式LINEを用いた高齢者の介護予防、健康増進の取組みについて、発注者の求めに応じて講座の内容に組み込むこと。

②その他生活支援・活動等の情報を届ける取組み等

上記目的に沿って、高齢者やその家族及び多様な主体がニーズ(つながり、困りごと等)を充足させられるよう、上記①以外の手法も検討し、積極的に取り組んでいくこと。

(10)健康寿命の延伸及び活動へのコーディネート

健康寿命の延伸、生きがいづくり、各種活動における担い手の確保を目的として、地域の特性を考慮し検討された方法や媒体を通じて、高齢者と様々な活動をつなげる等のコーディネートを行うこと。

(11)業務の留意点

コーディネーターは、コーディネート業務を担う者であり、例えば、業務目的(1)に掲げる資源開発においては、資源開発そのものではなく、高齢者を含む多世代の地域住民、生活支援・介護予防サービスの実施者、地域包括支援センター及び市をつなげ、それらの連携・共創を推進する役割を担うものであることに留意すること。

6. 関係書類の提出

受注者は、本事業の遂行にあたり、本仕様書からの指示に基づき次の関係書類を作成し、提出するものとする。様式は大東市からの指示がないものは任意とする。

(1)実施計画書

①受注者は、事業の計画を定めた実施計画書を作成し、大東市に提出し、承認を受けなければならない。また、実施計画に変更が生じる場合は、事前に大東市の承認を得るものとする。

②実施計画書は、本仕様書にある目的を達成するために行う各種業務の目標、スケジュール等を設定し、評価と見直しを経て、次年度の取組みにつなげる内容とすること。

(2)業務完了時の報告

①業務完了報告書

②計画に対する活動実績及び成果報告書

7. 委託料

(1)予算金額(上限額): 16,428,000 円

【内訳】

令和9年度 5,476,000 円

令和10年度 5,476,000 円

令和11年度 5,476,000 円

(2)委託料に含まれるもの

当該業務に係る人件費(業務ごとの量(所要時間や日数、回数など)と基本単価で提示されたもの)印刷製本費、消耗品費、交通費、通信費、その他(協議体・地域デビュー応援フェア・スマホ講座の開催費、HP管理費)

(3)委託料支払い

事業に必要な経費として、委託契約期間の各年度の5月に5,476,000円を支払う。

8. 法令等の遵守

センターを運営するにあたり、介護保険法ほか関係法令を遵守すること。

9. セキュリティ体制及び秘密の保持

本業務の実施にあたって、受注者は個人情報の保護に努めるものとし、発注者やその他の官公署から得た資料及び調査によって得た情報の取扱については、漏えいや濫用がないように最大限の注意を払わなければならない。受注者は、本業務により知り得た情報について、その一切を他に漏らしてはならない。個人情報の取扱については、別添「個人情報取扱特記事項」によるものとする。

10. 人権啓発の推進について

受注者は、本業務に従事する者に対し、基本的人権について正しい認識をもって本業務を遂行できるよう、本市が実施する啓発行事への参加の促進や受注者において人権研修を実施するなど、人権啓発の推進に努めるものとする。

11. 障害者差別解消法の遵守について

受注者は、本業務の実施に当たり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）及び関係府省庁所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針を遵守すること。

12. 労働施策総合推進法に係るパワーハラスメント等の対応について

受注者は、本業務の履行に当たり、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号）及び事業主が職場におけるパワーハラスメントに関して雇用管理上講ずべき措置等に関する指針（令和2年厚生労働省告示第5号）を遵守すること。

13. 疑義の解釈

本仕様書に定めのない事項又は本仕様書について疑義が生じた場合は、発注者受注者両者の協議のうえこれを定める。